	4kHzを超え 25.875kHz未満	−92.5+21×$\log_2$（f／4）
	25.875kHzを超え 1,104kHz未満	−36.5
	1,104kHzを超え 3,093kHz未満	−36.5−36×$\log_2$（f／1104）
	3,093kHzを超え 4,545kHz未満	−90以下及び〔f、f＋1MHz〕幅の窓をかけた電力最大値が（−36.5−36×$\log_2$（f／1104）＋60）dBm
	4,545kHzを超え 11,040kHz未満	−90以下及び〔f、f＋1MHz〕幅の窓をかけた電力最大値が−50dBm
	総送信電力及び電力制限マスク値は、100Ω終端で測定した値とする。 （注1）　0kHz～4kHzの総合電力は600Ω終端で測定した値とする。 （注2）　dBrnとは1ピコワットを基準とする電力の対数表示であり＋15dBrn＝−75dBmである。	

注　総送信電力とは送信信号の総合電力（時間平均）である。

別表第三号　同軸インタフェースのインターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末

インタフェースの種類	送　出　電　圧	
ＩＴＵ−Ｔ勧告 Ｊ．112 Annex　B に準拠するケーブルモデム	送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋2dB以内とする。	
	変調方式	送信電圧レベル
	ＱＰＳＫ	＋58dBmV
	16ＱＡＭ	＋55dBmV
ＩＴＵ−Ｔ勧告 Ｊ．112 Annex　C に準拠するケーブルモデム	送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋2dB以内とする。	
	変調方式	送信電圧レベル
	ＱＰＳＫ	＋118dBμV
	16ＱＡＭ	＋115dBμV
ＩＴＵ−Ｔ勧告 Ｊ．122 に準拠するケーブルモデム	ＴＤＭＡの場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋2dB以内とする。	
	変調方式	送信電圧レベル
	ＱＰＳＫ	＋58dBmV
	８ＱＡＭ、16ＱＡＭ	＋55dBmV
	32ＱＡＭ、64ＱＡＭ	＋54dBmV
	Ｓ−ＣＤＭＡの場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋2dB以内とする。	
	変調方式	送信電圧レベル
	ＱＰＳＫ、８ＱＡＭ、16ＱＡＭ、32ＱＡＭ、64ＱＡＭ、128ＱＡＭ（ＴＣＭ）	＋53dBmV
ＩＴＵ−Ｔ勧告 Ｊ．122 Annex　J に準拠するケーブルモデム	ＴＤＭＡの場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋2dB以内とする。	
	変調方式	送信電圧レベル
	ＱＰＳＫ	＋118dBμV
	８ＱＡＭ、16ＱＡＭ	＋115dBμV
	32ＱＡＭ、64ＱＡＭ	＋114dBμV
	Ｓ−ＣＤＭＡの場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は＋2dB以内とする。	
	変調方式	送信電圧レベル
	ＱＰＳＫ、８ＱＡＭ、16ＱＡＭ、32ＱＡＭ、64ＱＡＭ、128ＱＡＭ（ＴＣＭ）	＋113dBμV